

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（契約締結前の情報の提供） 第七十九条 「略」 〔2〕5 略</p> <p>6 第一項の規定にかかわらず、法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。）又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限（確定期限に限る。以下この号及び第八十三条第一項第十号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号及び第八十三条第一項第十号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないもの）に限り、金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引</p>	<p>（契約締結前の情報の提供） 第七十九条 「同上」 〔2〕5 同上</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 法第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。）又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限（確定期限に限る。以下この号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないもの）に限り、金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれら</p>

に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。ロ及びニ並びに次条第二項において「債券売買等」という。）に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合

（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、顧客から第一項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。

）当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して顧客（当該金融商品取引業者等から法第三十七条の三第一項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る第一項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者に限る。）の閲覧に供する方法

〔イ〕ニ 略〕

三 〔略〕

〔7・8 略〕

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）とす

に類似する取引を除く。ロ及びニ並びに次条第二項において「債券売買等」という。）に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、顧客から第一項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。） 当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して顧客（当該金融商品取引業者等から法第三十七条の三第一項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る第一項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者に限る。）の閲覧に供する方法

〔イ〕ニ 同上〕

三 〔同上〕

〔7・8 同上〕

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 〔同上〕

る。

「二〇八 略」

九 当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（以下この号及び第二百七十五条第一項第三十四号において「投資信託受益証券」という。）の売買その他の取引（法第二条第八項第七号に掲げる行為に係るものを除く。）である場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該金融商品取引業者等が受領する信託報酬の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該信託報酬を対価とする役務の内容並びに当該信託報酬を受領することにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 投資信託受益証券の発行者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 当該金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

「二〇八 同上」

「号を加える。」

十|| 当該有価証券が特定仕組債（法第二条第一項第十七号に掲げる

「号を加える。」

有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限及び償還金額の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないものを除く。）であつて、顧客が前条第一項第三号ロ又は第五号ロに掲げる事項を理解するために相当程度の知識及び経験を必要とするものをいう。以下この号、第百十七条第一項第五十一号及び第二百七十五条第一項第三十五号において同じ。）である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件その他の条件に基づき、公正な方法により算出した特定仕組債の価格（イにおいて「理論価格」といい、当該特定仕組債の発行、組成又は販売に係る業務に要する費用その他の金額を含まないものとする。）並びに理論価格と当該特定仕組債の取得価額との間に差額がある場合における当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ロ 特定仕組債の発行者又はその組成に係る主要な業務を行う者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 当該金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕

組債の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔2・3 略〕

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇五 略〕

五十一 登録金融機関が顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融商品仲介行為に関して登録金融機関が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 特定仕組債の発行者、その組成に係る主要な業務を行う者又は委託金融商品取引業者と登録金融機関との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びそ

〔2・3 同上〕

(禁止行為)

第一百七十七条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

の理由

ハ 登録金融機関において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

五十二 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融商品取引業者等が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方となる金融商品取引業者等又は当該行為を行う金融商品取引業者等に当該行為の委託を行う者と当該行為を行う金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該行為を行う金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 当該行為を行う金融商品取引業者等において行われるその部

「号を加える。」

署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の代理又は媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔2〕56 略〕

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三十三 略〕

三十四 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資信託受益証券に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融商品仲介行為に関して金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 投資信託受益証券の発行者又は所屬金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあ

〔2〕56 同上〕

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 「同上」

〔一〕三十三 同上〕

〔号を加える。〕

つては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

三十五 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に
対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、特定仕組債
に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、
当該金融商品仲介行為に関して金融商品仲介業者が顧客以外の
者から受領する金銭の額又はその計算方法（当該計算方法が特
定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合
を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並
びに当該金銭を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧
客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 特定仕組債の発行者、その組成に係る主要な業務を行う者又
は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関
係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれによ
り当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがあ
る旨及びその理由

「号を加える。」

ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

三十六 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介をする行為

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方となる金融商品取引業者等又は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしている

〔号を加える。〕

<p>ときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	